

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和5年8月29日

担 当	東京労働局 労働基準部 健康課
	課 長 長澤 英次
	主任労働衛生専門官 柳 多賀子
	電 話 03(3512)1616

## 全国労働衛生週間を10月に実施します ～9月は「全国労働衛生週間準備期間」と 「職場の健康診断実施強化月間」です～

東京労働局（局長 辻田 博）は、事業者等の関係者等が、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、令和5年度全国労働衛生週間（10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間）を実施します。

また、9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的に周知指導を実施します。

### 【ポイント】

#### 1 「全国労働衛生週間」の実施（別添資料1）

労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的として、昭和25年から実施されており、本年で74回を迎えます。

スローガン

「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」

#### 2 「職場の健康診断実施強化月間」の実施（別添資料2）

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置の徹底を目的として、平成25年より毎年9月に実施しています。

全国労働衛生週間準備期間と併せ、労働局及び労働基準監督署では、関係団体等に対して文書による要請や労働衛生週間説明会等を開催します。

3 「メンタルヘルス対策等自主点検」の実施（別添資料3）

令和5年度全国労働衛生週間及び準備期間中に、東京労働局管内の約3,500事業場を対象に、メンタルヘルス対策等に関する自主点検を実施します。

4 「産業保健フォーラム IN TOKYO 2023」の開催（別添資料4）

令和5年10月11日に、江東区のティアラこうとうにおいて開催を予定しています。

- ・特別講演「ポストコロナの産業保健活動」
- ・産業医、弁護士によるトークセッション

（産業保健フォーラムは、企業における産業保健活動の活性化と労働者自身の心身の健康に資することを目的に、専門家による特別講演等のほか、イベント会場では協力団体による展示・相談・実演コーナーなど様々な産業保健情報の提供の場として開催しています。）

**別添資料**

- 1 「全国労働衛生週間」リーフレット
- 2 「職場の健康診断実施強化月間」リーフレット
- 3 「メンタルヘルス対策等自主点検の概要」
- 4 「産業保健フォーラム IN TOKYO 2023」リーフレット

# 第74回 全国労働衛生週間

2023（令和5）年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

## 目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

### 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施



(実施要綱)

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

# 取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

## 産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



## メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



## 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



## 化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html)



## 転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

- 動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



- 解説書

<https://www.mhlw.go.jp/content/kaiset.pdf>



## SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」  
※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※ 増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



## 高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



## 働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



## 労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50\\_an-ji.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html)



## その他

- 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- 職場における受動喫煙防止対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)



- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



## 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

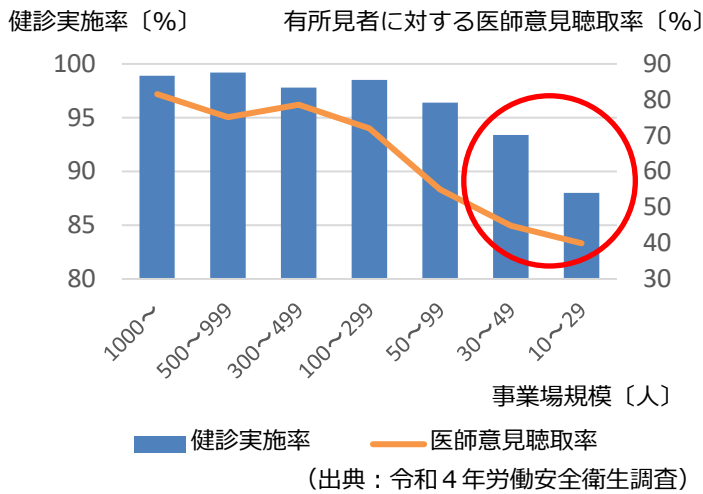
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

## 1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

## ＜事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合＞



- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



## ＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

## 2.医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いいたします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金  
のご案内はこちら



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署



令和5年8月16日付け基安発0816第2号

## 1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

## 2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。  
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮していただきたいこと。  
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。  
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。  
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。  
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。  
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場とその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の間診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。
- ## 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
- 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
  - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進  
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組  
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
  - (3) 職場におけるがん検診の推進  
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨  
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知  
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしががん検診の実施  
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
  - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進  
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知  
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用  
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
  - (5) 眼科検診等の実施の推進  
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進  
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
  - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進  
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改正）に基づく職域での検査機会の確保等  
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組  
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

## 令和5年度「メンタルヘルス対策等自主点検」の概要

令和5年度全国労働衛生週間期間及び準備期間に、東京労働局管内の事業場を対象に、メンタルヘルス対策等に関する自主点検を実施します。

### 1 目的

労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあります。

また、精神障害等に係る労災補償状況を見ると、請求件数、認定件数ともに高止まりの傾向にあります。

このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場に与える影響は、ますます大きくなっています。

「職場におけるメンタルヘルス対策」の推進は、本年度においても、労働基準行政における重要な課題としており、メンタルヘルス対策等に取り組む事業場の割合を段階的に向上させることとしています。

そのため、事業場に自主的な改善を促すために自主点検を実施します。

### 2 方法

東京労働局管内の約3,500事業場（予定）に対し自主点検票を郵送し、回答票により回答を求めます。

対象事業場は、10人以上の事業場から無作為に抽出するものとします。

### 3 実施時期

令和5年9月～10月



参加費  
無料!!

# 産業保健フォーラム IN TOKYO 2023

変える、変わる産業保健 ～わたしたちの今と未来～

**日時** 令和5年10月11日(水)

**開場** 10:00

**場所** ティアラこうとう (江東区住吉2丁目28番36号)

10:30 主催者あいさつ

10:40~  
12:00 **【特別講演】**  
ポストコロナの産業保健活動

OHサポート株式会社 代表/産業医 **今井 鉄平 氏**

13:30~  
15:40 **【産業医、弁護士による会場参加型トークセッション】**

～困難事例への対処方法～

- ① 新型コロナウイルス感染症の後遺症を訴えて会社を休んでいる人への対応
- ② メンタル不調の理由が上司のハラスメントだと訴えがあった場合の対応
- ③ メンタル不調による休職中に、休養に専念していない可能性が疑われた場合の対応
- ④ ハラスメント調査のヒアリング対象者にメンタル不調が疑われる場合の悩み
- ⑤ メンタル不調が疑われるが仕事を続けようとする人に対して、産業医面談や主治医の受診を拒否された場合の対応

※上記①～⑤の事例については場合により、変更・割愛することがあります。

一般財団法人 全日本労働福祉協会  
長濱産業医事務所 合同会社 産業医 **長濱 さつ絵 氏**  
弁護士法人はくと総合法律事務所 弁護士 **金子 恭介 氏**

途中休憩を  
はさむ予定です

同時開催 | 健康測定コーナーもあります!

健康測定コーナー

相談コーナー

展示コーナー

(主催) 東京労働局 / (公社)東京労働基準協会連合会 / 東京産業保健総合支援センター

(後援) 東京都 / 特別区長会 / 東京都市長会 / 東京都町村会 / (公社)東京都医師会 /

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会 / 全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会 / 他関係団体





申し込みは、Webでお願いします。

地下1階大会議室 健康測定・相談・展示コーナーご案内



健康測定・相談・展示コーナーの内容と出展団体

- ① **こころの耳**  
 (一社) 日本産業カウンセラー協会 こころの耳運営事務局  
 ● 「こころの耳」サイトの紹介
- ② **東京地域両立支援推進チーム**  
 東京地域両立支援推進チーム/東京労働局健康課  
 ● 治療と仕事の両立支援の案内
- ③ **労働時間等相談コーナー**  
 東京労働局監督課
- ④ **中小規模事業場安全衛生相談コーナー**  
 (公社) 東京労働基準協会連合会
- ⑤ **健康測定コーナー**  
 東京都産業保健健康診断機関連絡協議会  
 全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会  
 ● 野菜摂取の充足度測定  
 ● 骨密度測定
- ⑥ **労働安全衛生相談コーナー**  
 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
- ⑦ **化学物質相談コーナー(仮)**
- ⑧ **産労働衛生のハンドブック(令和4年度版)配布**  
 東京産業保健総合支援センター
- ⑨ **保護具展示コーナー**  
 (公社) 日本保安用品協会  
 ● 呼吸用保護具、プロスノーカー、聴力保護具、墜落制止用器具の展示
- ⑩ **中災防図書展示・健康づくりコーナー**  
 中央労働災害防止協会  
 ● 図書の展示及び健康づくりやストレスチェックに関する相談
- ⑪ **働き方改革推進支援コーナー**  
 東京働き方改革推進支援センター/東京労働局企画課
- ⑫ **リワーク支援相談コーナー**  
 東京障害者職業センター リワークセンター東京  
 ● リワーク支援等の利用案内、情報提供  
 ● リワーク支援に関する相談
- ⑬ **東京都福祉保健局**  
 東京都福祉保健局保健政策部健康推進課  
 ● 健康づくり関係パンフレット等配布